

令和 9 年度 保育施設・事業利用の案内について

(令和 9 年 4 月 1 日からの利用を希望する場合)

保護者の就労や疾病等により、こどもを家庭で保育できない場合で、保育施設への利用を希望される乳幼児の申込受付を行います。定員を上回る場合は、利用できない場合があります。令和 8 年度中の利用を希望されている方で、利用が決定していない方も改めて申込みが必要です。

1、対象児童

5歳児	令和 3 年 4 月 2 日生～令和 4 年 4 月 1 日生
4歳児	令和 4 年 4 月 2 日生～令和 5 年 4 月 1 日生
3歳児	令和 5 年 4 月 2 日生～令和 6 年 4 月 1 日生
2歳児	令和 6 年 4 月 2 日生～令和 7 年 4 月 1 日生
1歳児	令和 7 年 4 月 2 日生～令和 8 年 4 月 1 日生
0歳児	令和 8 年 4 月 2 日生～令和 8 年 10 月 1 日生

※令和 8 年 10 月 2 日以降出生の場合にも保育園の対応月齢によっては受付できる場合があります。

2、申込みについて

○受付場所 : 東住吉区役所 ※都合により変更となる場合があります

○受付・面接期間 : 令和 8 年 10 月 1 日(木)～10 月 15 日(木)

当日は申込書の受付と児童の面接を同時に行います。必ず申込児童と一緒にお願いします。※ただし、生後2か月未満の場合は、保護者のみで結構です。

○面接予約開始 : 令和 8 年 9 月 9 日(水)9:00～

→大阪市行政オンラインシステムにて受付面接の予約をとってください

○募集予定数の公表 : 令和 8 年 9 月 9 日(水) ※大阪市・区ホームページに掲載予定

○申込みに必要な書類 : 【必須書類:①申込書 ②利用調整調査票(その1・2) ③同意書及び確認書 ④個人番号記載用紙】+必要に応じた各種証明書類

※ただし各種証明書類が面接日までに間に合わない場合は、①～④のみご持参ください。

3、申込みにあたっての注意事項 ※必ずお読みください！

○きょうだいで申込む場合、申込児童1人につき申込書1部をご準備ください。

○途中入所(11 月～3 月)をご希望される方は、令和 8 年度申込書もご持参ください。

※ただし、11 月入所をご希望の方は、①②いずれかの対応をお願いします。①9 月 30 日までに途中入所の受付を済ましておく。又は②10 月 5 日までの日程で面接の予約をとり、同時に受付する。

○疾病などで年に1回以上通院されている場合等、対象児童用診断書の提出が必要です。

※詳細は申込案内 P6(3)でご確認ください。